



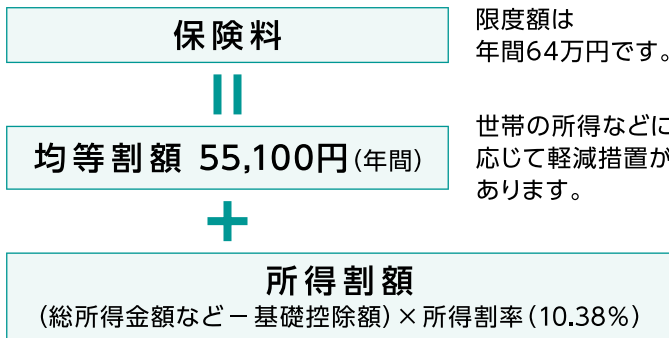
後期高齢者医療保険料が変わります

後期高齢者医療では、被保険者の皆さんの医療費の動向などを踏まえ、2年ごとに保険料の見直しをすることがなっています。

令和2・3年度の保険料を次のとおり改正します。

※保険料は被保険者個人ごとに被保険者が等しく負担する「均等割額」と被保険者の前年所得に応じて負担する「所得割額」を合計した額になります。

後期高齢者医療保険料の改正内容	改正前 (平成30・31年度)	改正後 (令和2・3年度)
均等割額 (被保険者一人当たりの額)	51,500円	55,100円
所得割率 (被保険者の所得に応じて計算)	9.97%	10.38%



問い合わせ先
役場町民保健課国民健康保険係
☎(86)1157[直通]

世帯の所得状況に応じて均等割額は下記のとおり減額されます。

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合			
	本割	令和元年度	令和2年度	令和3年度
33万円以下		8.5割	7.75割	7割
うち、世帯の被保険者全員の年金収入80万円以下 (各種所得なし)	7割	8割	7割	
33万円+28.5万円 ^{*1} ×(被保険者数)以下 ※1…28万円から28.5万円へ変更	5割	5割		
33万円+52万円 ^{*2} ×(被保険者数)以下 ※2…51万円から52万円へ変更	2割	2割		



制度概要の詳細は
コチラから



レジ袋が有料化されます

7月1日から小売店でのレジ袋有料化が全国一律でスタートします。
(一部例外あり)

これは海洋ごみ問題、地球温暖化といった地球規模の課題が一層深刻さを増しているなか、プラスチックの過剰な使用を抑制するため

に、消費者のライフスタイルに変革を促すことを目的としています。

マイバッグを持ち歩くなど、環境保全のためにレジ袋削減の協力をお願いします。

問い合わせ先
消費者向け窓口 事業者向け窓口
☎0570-080180 ☎0570-000930

レジ袋削減にご協力ください！

プラスチック製買物袋の有料化が2020年7月1日よりスタートします。